



26 太管第 3 9 号
平成 27 年 2 月 2 日

様

太宰府市長 井上 保康
(総務部管財課)



情報非公開決定の異議申立てに対する決定について（通知）

平成 26 年 12 月 1 日付けで異議申立てのあった「平成 26 年 10 月 30 日執行の体育複合施設建設工事入札についての予定価格決定調書（入札執行後、総額）」についての情報非公開決定処分については、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

異議申立人

住所

氏名

上記異議申立人から平成 26 年 12 月 1 日付けで提起のあった情報の非公開決定処分についての異議申立てについて、太宰府市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て、次のとおり決定します。

主 文

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 11 月 12 日付けで異議申立人に対して行った「平成 26 年 10 月 30 日執行の体育複合施設建設工事入札についての予定価格決定調書（入札執行後、総額）」についての情報非公開決定処分（26 太管第 26 号。以下「本件処分」という。）は、これを取り消し、全部公開します。

理 由

第 1 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人からの「平成 26 年 10 月 30 日執行の体育複合施設建設工事入札についての予定価格決定調書（入札執行後、総額）」の公開請求に対して、実施機関が行った非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 公共工事の入札及び契約については、平成 13 年 3 月に閣議決定された、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 29 日総務省・財務省・国土交通省告示第 1 号）では、予定価格について「各省各庁の長等は、契約締結後に、事後の契約について予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、公表する」ものとされたものである。この閣議決定により、工事入札後の予定価格の原則公表は義務づけられたものと解されることから各都道府県、政令市ともに公表が実現されている。福岡県においても、福岡市はもとより太宰府市の周辺自治体の筑紫野市、大野城市、春日市及び那珂川町、共に「工事」については入札後に予定価格を公表している。
- (2) 情報公開制度の理念は、地方自治の主体である市民の市政参加を促進するとともに、市は主権者である市民に対して、その諸活動について説明する責務を果たすことにより市民の知る権利を保証し、公正で開かれた市政を推進することにある。情報公開条例においても「市民の知る権利の尊重」「市の諸活動を市民に説明する責務」「市政への市民参加を促進」を目的として制定されている。したがって、市民の知る権利を保証していくためには、市が保有する情報は積極的に公開する必要がある、非公開とする情報（非公開情報が記録されている情報、公益性が確保される情報など）は極めて

限定的であるべきと考える。

- (3) 平成26年10月30日執行の体育複合施設新築工事入札に係る予定価格については、非公開とすることによって確保される公益性は認められず、市民はその落札率も知ることができない。今回の工事にかかわらず落札率を市民がチェックすることは談合防止に役立つことは明白である。また、上述のとおり周辺自治体は「工事」の予定価格は公表しており、それ以外の「業務委託」「物品購入」等は同様の案件（反復契約）で予定価格が推測可能となり、競争を妨げる恐れがあるとの理由から非公開としている。太宰府市のみが「工事」も非公開としていることは異例である。
- (4) 太宰府市は非公開の理由として「…入札後は設計額や事後の入札において予定価格を類推される恐れがあるため公表していません。…」としているが、今般の「体育複合施設新築工事」においては、事後の工事の予定価格が推測可能となるなど有り得ないことは明白である。したがって、実施機関は情報公開条例第10条第5号の適用を誤っていると考えるため、予定価格の公開を求める。

第2 本市の主張の趣旨及び判断

1 本市の主張の趣旨

- (1) 予定価格は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条及び第8条に規定する、地方公共団体が公表すべき情報の内容に該当しないため、公表していない。現在、公共工事の入札及び契約に関する法律等において、予定価格を公表しなければならないと定めたものはなく、最終的には地方自治体の判断に委ねられている。
入札及び契約に関する透明性の確保並びに市民への情報の公表は適切に執行しており、公表しなければならないと定められている事項については公表している。
- (2) 情報公開条例第10条第5号には「市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」を除き、公開しなければならないとある。入札後に予定価格を公表することは設計額や事後の入札において予定価格を類推されるおそれがあり、同号に該当するため予定価格は公表していない。
- (3) 本市の公共工事においては、道路改良工事、下水道工事、学校大規模改修工事というように、毎年又は同じ年度内に類似した工事が数多く見受けられる。常に予定価格を公表すれば、推測は可能であり、競争を妨げるおそれはある。本案件の体育複合施設新築工事のように、工事内容が特殊でありこれほど高額なものが少ないことは想像できるが、類似案件が少ないものは公開、多いものは非公開というように分けることはできない。
また類似案件が少なくても、過去に遡って類似案件の予定価格を情報公開請求したり、将来の早い時期に類似案件が発生するということが十分あり得るため、類似案件の多い少ないにかかわらず、予定価格は非公開にすべきである。
- (4) 予定価格を秘密にすることで、かえって予定価格を探るための不正行為が発生する



という意見があるが、太宰府市では予定価格の作成時期を入札書の提出後にするなど、不正行為の発生を防止するための十分な対策を取っている。

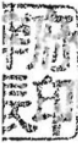
2 本市の判断

本市は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、主文のとおり決定します。

決定の理由は、答申における審査会の判断の中において、「本件体育複合施設新築工事は、施設の内容や価格（落札額 2,797,200,000 円（消費税込））からすると、太宰府市において将来の近い時期に類似案件が発生することが考えにくい案件である。また、そのような案件の予定価格決定調書をもとに、仕様や設計等が異なる将来の公共工事の予定価格を類推できるとすることは考えにくい」という意見を尊重するものです。

なお、公開する情報とは、次の文書です。

- ① 平成 26 年 10 月 30 日執行の体育複合施設建設工事入札についての予定価格決定調書（入札執行後、総額）



平成 27 年 2 月 2 日

太宰府市長 井 上 保



この決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 27 年 2 月 2 日

太宰府市長 井 上 保 廣





26太管第 40 号
平成27年2月 2日

様

太宰府市長 井上 保康



太宰府市情報公開決定通知書

平成26年12月1日付けで受理した異議申立てに対する決定を、平成27年2月2日に行いました。

よって、太宰府市情報公開条例第14条第5項の規定に基づき、あなたの請求に係る情報を公開することに決定したので通知します。

記

請求に係る 情報の内容	平成26年10月30日執行の体育複合施設建設工事入札に ついての予定価格決定調書（入札執行後、総額）
情報の公開 を行う日時 及び場所	平成27年2月4日（水） 13時30分に、 （太宰府市役所2階 203会議室）にお越してください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を 電話等で所管課までご連絡ください。
所管課	総務部 管財課 契約係 （電話 092-921-2121 内線 590）

平成26年度起工



予 定 価 格 調 書

契約番号 1410010067

件 名 太宰府市体育複合施設新築工事

履行場所 太宰府市大字向佐野21番地の2他

予定価格

2,853,860,000



(入札書比較価格

2,647,000,000)

最低制限価格

(消費税抜

※ 最低制限価格を定める場合は予定価格の 90/100 から 70/100 の範囲内で定めること。(契約規則第10条)

予定価格を付した年月日

平成26年10月30日

(備考) 予定価格または最低制限価格の金額欄に決裁権者の検印を押印すること。

設計(見積)価格(税込)

2,955,688,920

入札結果調書

入札日時	平成26年10月30日(木) 11:00		入札場所	太宰府市役所 2階入札室	
契約番号	[1410010067]		事業担当課	総務部 公共施設整備課	
件名	太宰府市体育複合施設新築工事		予算担当課	地域健康部 スポーツ課	
契約の方法	指名競争				
落札業者名	下記落札決定業者				
契約額	2,797,200,000円 (内消費税		207,200,000円)		

No.	業 者 名	1回目	2回目	3回目	摘要
1	000002600 松尾建設(株)福岡支店 執行役員支店長 小齊 壯	2,609,000,000			
2	0000034300 (株)浅沼組 九州支店 執行役員支店長 田島 茂文	2,831,000,000			
3	0000045700 戸田建設(株)九州支店 執行役員支店長 宮崎 博之	決 定 2,590,000,000			
4	0000058500 西松建設(株)九州支社 執行役員支社長 宮崎 文秀	2,829,000,000			
5	0000065400 (株)鴻池組 九州支店 執行役員支店長 竹下 浩	2,880,000,000			
6	0000079000 (株)松本組 代表取締役 松本 優三	2,864,000,000			
7	0000010000 (株)安藤・間 九州支店 執行役員支店長 菊地 保旨	辞 退			
8	0000037000 (株)銭高組 九州支店 執行役員支店長 衛藤 洋一	辞 退			
契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年太宰府町条例152号)第2条の規定に基づき太宰府市議会の議決を要するため、 落札者と停止付仮契約を締結する。					